

<h1 style="margin: 0;">高知県公報</h1>	発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号
	発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)

目 次	ページ
条 例	
◎高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選 任された監査委員の報酬の特例に関する条例	6
◎知事等及び職員の給料等の特例に関する条例	6
◎高知県新しい公共支援基金条例	6
◎高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選 挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部 を改正する条例	7
◎地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用 弁償に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する 条例の一部を改正する条例	7
◎職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	9
◎高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改 正する条例	9
◎高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条 例	9
◎高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に 関する条例	9
◎高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正す る条例	18
◎高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を 改正する条例	18
◎高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正す る条例	18
◎高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正す る条例	19
◎高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例	19
◎高知県立都市公園条例の一部を改正する条例	19
◎高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業 用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例	20
◎高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正 する条例	22
◎市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例 に関する条例を廃止する条例	22
◎高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例 を廃止する条例	22
◎高知県病害虫防除用機具の無償貸付け条例を廃止する	

条例

22

公布された条例のあらまし

◆高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（高知県条例第1号）

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額を任期満了の日までの間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

(1) 平成23年4月1日から現任期が満了する同月29日までの間、議会の議長、副議長及び議員の議員報酬の月額並びに議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の月額について、次のとおり減額すること。ただし、期末手当の額は、高知県議会議員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年高知県条例第29号。以下「議員報酬条例」という。）の規定による額とすること。

区分	議員報酬条例の議員報酬及び地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和28年高知県条例第13号）の報酬の月額（平成23年4月1日時点）	減額後の議員報酬及び報酬の月額
議会の議長	900,000円	870,000円
議会の副議長	820,000円	800,000円
議会の議員	770,000円	760,000円
議会の議員の中から選任された監査委員	104,000円	103,000円

(2) 高知県議会議員の議員報酬及び議会の議員の中から選任された監査委員の報酬の特例に関する条例（平成22年高知県条例第1号）は、廃止すること。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆知事等及び職員の給料等の特例に関する条例（高知県条例第2号）

1 条例制定の目的

本県の厳しい経済状況及び財政状況を考慮し、知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額並びに一部の職員の管理職手当の月額を平成23年度の1年間、時限的に減額することとした。

2 主要な内容

平成23年4月1日から平成24年3月31日までの1年間（知事については、現任期中の平成23年12月6日までの間）において、(1)及び(2)の給料等の減額を行うこと。

(1) 知事等常勤の特別職の職員及び教育長の給料月額について、次のとおり減額すること。ただし、手当の額は、知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知

県条例第12号。以下「知事等の条例」という。）の規定による額とすること。（第1条）

区分	知事等の条例の給料月額（平成23年4月1日時点）	減額後の給料月額（（ ）は、減額率）
知事	1,220,000円	(20%) 976,000円
副知事	940,000円	(7%) 874,200円
常勤の人事委員会委員	610,000円	(5%) 579,500円
常勤の監査委員	610,000円	(5%) 579,500円
教育長	780,000円	(5%) 741,000円

(2) 期末手当及び勤勉手当における管理職加算（以下「管理職加算」という。）を受ける職員の管理職手当の月額について、当該額に次の表の職員の区分に応じそれぞれ定める減額率を乗じて得た額を減額すること。（第2条）

職員の区分	減額率
人事委員会規則で定める管理職加算の割合が100分の20である職員	15%
人事委員会規則で定める管理職加算の割合が100分の10である職員	12%

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県新しい公共支援基金条例（高知県条例第3号）

1 条例制定の目的

新しい公共の担い手となる特定非営利活動法人等が自立的に活動することができる環境を整備するため、高知県新しい公共支援基金（以下「基金」という。）を設置することとした。

2 主要な内容

- (1) 基金として積み立てる額は、新しい公共支援事業交付金として交付を受けた額とすること。（第2条第1項）
- (2) 基金の運用から生ずる収益は、すべて基金に積み立てるものとする。（第2条第2項）
- (3) 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならないこと。（第3条）
- (4) 知事は、基金の設置の目的を達成するため行う事業に要する経費に充てるため、基金を処分することができること。（第4条）
- (5) この条例は、平成25年3月31日限り、その効力を失うものとし、基金に残額があるときは、当該基金の残額を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するものとする。（附則第2項）

3 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第4号）

1 条例改正の目的

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）が施行されたことを考慮し、同法の規定により平成23年4月10日に行われる高知県議会議員の任期満了による一般選挙において選挙すべき議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数については、官報で公示された平成17年の国勢調査の結果による人口によることとするよう必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆地方自治法第203条の2に規定する者の報酬及び費用弁償に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第5号）

1 条例改正の目的

社会情勢の変化、行政委員会の委員の勤務状況等を踏まえ、行政委員会の委員の報酬の支給方法及び額を改定することとした。

2 主要な内容

(1) 次のとおり月額報酬を日額報酬に変更するとともに、報酬額を改定すること。

区分		改定後		現行	
選挙管理委員会	委員長	日額 29,000円	月額 149,000円		
	委員	日額 25,000円	月額 117,000円		
労働委員会	会長	日額 29,000円	月額 195,000円		
	公益委員	日額 25,000円	月額 180,000円		
	労働者委員	日額 25,000円	月額 150,000円		
	使用者委員	日額 25,000円	月額 150,000円		
	特別調整委員	日額 25,000円	月額 90,000円		
収用委員会	会長	日額 29,000円	月額 149,000円		
	委員	日額 25,000円	月額 117,000円		
	予備委員	日額 25,000円	日額 9,000円		
海区漁業調整委員会	会長	日額 29,000円	月額 70,000円		
	委員	日額 25,000円	月額 56,000円		

	専門委員	日額 25,000円	月額 56,000円
内水面漁場管理委員会	会長	日額 29,000円	月額 34,000円
	委員	日額 25,000円	月額 25,000円
	専門委員	日額 25,000円	—

(2) 次のとおり引き続き月額報酬として、報酬額を改定すること。

区分		改定後		現行	
教育委員会	委員長	月額 208,000円	月額 272,000円		
	委員	月額 180,000円	月額 195,000円		
監査委員	議員	月額 104,000円	月額 110,000円		
	その他の者	月額 208,000円	月額 239,000円		
	常勤	月額 610,000円	月額 616,000円		
公安委員会	委員長	月額 208,000円	月額 208,000円		
	委員	月額 180,000円	月額 180,000円		
人事委員会	委員長	月額 208,000円	月額 208,000円		
	委員	月額 180,000円	月額 180,000円		
	常勤	月額 610,000円	月額 616,000円		

(3) 月額報酬については、病気等により職務を執行することができないときは、その間の報酬を支給しないこととする等所要の改正をすること。

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（高知県条例第6号）

1 条例改正の目的

国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律（平成22年法律第61号）の施行により地方公務員の育児休業等に関する法律（平成3年法律第110号）が一部改正され、一定の非常勤職員については育児休業及び部分休業をすることができるようになることに伴い、その取扱いを任命権者が定めることとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第7号)

1 条例改正の目的

医療保険制度の安定的運営を図るための国民健康保険法等の一部を改正する法律(平成22年法律第35号)の施行により国民健康保険法(昭和33年法律第192号)が一部改正されたことを考慮し、同法の規定に基づき県が行う広域化等支援方針の作成等のための経費に高知県国民健康保険広域化等支援基金を充てることができるようにすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第8号)

1 条例改正の目的

妊婦健康診査の公費助成が平成23年度も継続されることとなったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例(高知県条例第9号)

1 条例改正の目的

高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)が施行されることを考慮し、県が管理する施設等が暴力団の活動に利用されないよう関係条例について規定の整備をすることとした。

2 主要な内容

県(指定管理者を含む。)が管理する施設等が暴力団の活動に利用されると認めるときは、当該施設等の利用の許可をせず、又は利用の許可を取り消すことができるように、次の条例の規定の整備をすること。

- (1) 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例(第1条)
- (2) 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(第2条)
- (3) 高知県立県民文化ホールの設置及び管理に関する条例(第3条)
- (4) 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(第4条)
- (5) 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例(第5条)
- (6) 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例(第6条)
- (7) 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例(第7条)
- (8) 高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例(第8条)
- (9) こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(第9条)
- (10) 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例(第10条)
- (11) 高知県立工業技術センターの設置及び管理に関する条例(第11条)
- (12) 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例(第12条)
- (13) 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例(第13条)
- (14) 森林総合センターの設置及び管理に関する条例(第14条)
- (15) 高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例(第15条)
- (16) 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例(第16条)
- (17) 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例(第17条)
- (18) 高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例(第18条)
- (19) 高知県漁港管理条例(第19条)
- (20) 高知県公共用財産管理条例(第20条)
- (21) 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例(第21条)

(22) 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例(第22条)

(23) 高知県立都市公園条例(第23条)

(24) 高知県港湾施設管理条例(第24条)

(25) 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例(第25条)

(26) 高知県海岸管理条例(第26条)

(27) 高知県工業用水道条例(第27条)

(28) 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例(第28条)

(29) 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例(第29条)

(30) 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例(第30条)

(31) 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例(第31条)

(32) 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例(第32条)

(33) 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例(第33条)

(34) 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(第34条)

3 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第10号)

1 条例改正の目的

介護サービス情報の公表制度の運営を見直すことに伴い、介護サービス情報の調査の実施並びに報告の受理及び公表に関する事務に係る手数料を徴収しないこととする等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第11号)

1 条例改正の目的

介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金が新たに交付されることに伴い、基金の設置目的として認知症高齢者グループホーム等の防災改修の促進等及び地域の支え合い活動の体制づくりの推進を図ることを加える等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第12号)

1 条例改正の目的

地域自殺対策緊急強化交付金等が交付されるとともに、一部の事業について実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長する等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例(高知県条例第13号)

1 条例改正の目的

緊急雇用創出事業臨時特例交付金が追加して交付され、一部の事業について実施期間の延長が可能となったことに伴い、基金の設置期間を1年間延長することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

◆高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例(高知県条例第14号)

1 条例改正の目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）が一部改正され、熱回収の機能を有する廃棄物処理施設の設置者の認定制度が創設されることに伴い、当該認定の申請等に対する審査に係る手数料を新たに徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県立都市公園条例の一部を改正する条例（高知県条例第15号）

1 条例改正の目的

新たに県民の利用に供する土佐西南大規模公園の体育館のトレーニング室の利用に係る料金を定める等必要な改正をすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年3月25日から施行することとした。

◆高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例（高知県条例第16号）

1 条例改正の目的

電気事業に附帯する事業の用に供する施設として、新たに高知市に有料駐車場施設を設置し、経営することとし、併せてその利用者から料金を徴収することとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例（高知県条例第17号）

1 条例改正の目的

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例に基づく県教育委員会の権限に属する事務のうち、奨学金の貸与申請書の受理及び貸与内定通知書等の交付の事務を香美市及び仁淀川町が処理することとしていたものを廃止するとともに、平成25年度末の高知県立宿毛高等学校大月分校の閉校に伴い大月町が処理することができるようにすることとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例（高知県条例第18号）

1 条例の廃止

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律（平成22年法律第68号）の規定により平成23年4月10日に行われる高知県議会議員の任期満了による一般選挙における高知県議会議員の選挙区については、高知県議会の議員の定数並びに議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例（平成14年高知県条例第1号）の規定によることとするため、市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、次の一般選挙から施行することとした。

◆高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例（高知県条例第19号）

1 条例の廃止

高知県立盲ろう福祉会館の機能を持つ施設が整備されることに伴い、高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、平成23年4月1日から施行することとした。

◆高知県病害虫防除用機具の無償貸付け条例を廃止する条例（高知県条例第20号）

1 条例の廃止

その必要性が失われた高知県病害虫防除用機具の無償貸付け条例を廃止することとした。

2 施行期日

この条例は、公布の日から施行することとした。

（知事等の給与、旅費等に関する条例の一部改正）

第2条 知事等の給与、旅費等に関する条例（昭和28年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「616,000円」を「610,000円」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

職員の子育休等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第6号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成4年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

第3条第5号中「配偶者が」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）が」に改める。

第20条の表中「第3条第2項」を「第3条第4項」に改める。

第23条中「育児短時間勤務又は」を削る。

第24条第1項中「正規の勤務時間」を「正規の勤務時間（職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条第1項、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条第1項又は警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例第8条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。）」に改める。

第27条中「この条例」を「この条例（次条の規定を除く。）」に改める。

本則に次の1条を加える。

（非常勤職員の育児休業等）

第28条 育児休業法第2条第1項の条例で定める日その他非常勤職員の育児休業及び部分休業については、この条例の規定にかかわらず、任命権者が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第7号

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例の一部を改正する条例

高知県国民健康保険広域化等支援基金条例（平成14年高知県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第1条中「国民健康保険事業」を「県内の市町村に対する国民健康保険事業の運営の広域化又は国民健康保険の財政の安定化を推進するための支援の方針（以下「広域化等支援方針」という。）の作成、広域化等支援方針に定める施策の実施その他国民健康保険事業」に、「第75条の2」を「第68条の3」に改める。

第5条中「次条の規定により国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金（以下「貸付金」という。）の貸付けを行う場合並びに第11条の規

定により国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金（以下「交付金」という。）の交付を行う」を「次の各号に掲げるいずれかの」に改め、同条に次の各号を加える。

（1）次条の規定に基づき国民健康保険事業の運営の広域化及び国民健康保険の財政の安定化に係る貸付金（以下「貸付金」という。）を貸し付ける場合

（2）第11条の規定に基づき国民健康保険事業の運営の広域化に係る交付金（以下「交付金」という。）を交付する場合

（3）第14条の規定に基づき県が行う広域化等支援方針の作成等に係る経費として取り崩す場合

第14条を第15条とし、第13条の次に次の1条を加える。

（取崩しの要件及び額）

第14条 知事は、県が行う広域化等支援方針の作成に係る調査研究又は広域化等支援方針に定める共同事業の調整若しくは広報啓発事業等のために必要な経費に充てるため、基金の運用から生ずる収益に相当する額並びに貸付金の貸付け及び交付金の交付に係る事業に支障がないと認める額を限度として、当該経費に充てる額を取り崩すことができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第8号

高知県妊婦健康診査支援基金条例の一部を改正する条例

高知県妊婦健康診査支援基金条例（平成21年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成23年9月30日」を「平成24年9月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第9号

高知県暴力団排除条例の施行に伴う関係条例の整備に関する条例

（高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第1条 高知県立ふくし交流プラザの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第8条第1項第3号中「利用者が」を「利用者が第6条第1項の」に、「によって」

を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第11条中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第14条第2項中「で定める」を「で定めるものとし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」とする」に改める。

第16条第2号中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

(高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 高知県立障害者スポーツセンターの設置及び管理に関する条例(平成8年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第7条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第6条第2項中「利用施設の利用」を「当該許可」に改める。

第7条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

(高知県立県民文化ホール設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 高知県立県民文化ホール設置及び管理に関する条例(昭和51年高知県条例第15号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項において」を「次項第4号において」に、「利用の許可に関する業務」を「ホールの管理」に、「次項及び」を「同項及び」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第8条第1項第3号中「利用者が」を「利用者が第6条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第11条第1項中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第14条第3項中「同額」を「同額とし、同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び1の(3)の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」と、「利用料金に」とあるのは「使用料に」に改める。

第17条第1号中「第8条第1項」を「第8条」に改める。

第24条中「又は設備」を「、附属設備等」に改める。

(高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第4条 高知県立歴史民俗資料館の設置及び管理に関する条例(平成2年高知県条例第26号)の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「(次項)」を「(次項第5号)」に、「。次項」を「。同項」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

(4) 資料館の管理上支障があると認めるとき。

第8条第1項中「又は第6条の2第1項」を「若しくは第6条の2第1項」に改め、同項第3号中「許可」を「第5条第1項、第6条第1項若しくは第6条の2第1項の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第14条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改め、同条第3項中「同表備考」を「別表第2備考及び別表第3備考」に、「当該規定」を「これらの規定」に改める。

第17条第1号中「第8条第1項」を「第8条」に、「その他の」を「その他の施設の利用、写真等の撮影又は資料等の撮影等の」に改める。

第24条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 高知県立坂本龍馬記念館の設置及び管理に関する条例(平成3年高知県条例第34号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「又は第5条の2」を「若しくは第5条の2」に改め、同項第3号中「許可」を「第5条第1項若しくは第5条の2の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。)の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第13条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改める。

第16条第1号中「第7条第1項」を「第7条」に、「その他の」を「その他の資料の撮影等又は写真等の撮影の」に改める。

第23条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立美術館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 高知県立美術館の設置及び管理に関する条例(平成5年高知県条例第7号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項」を「次項第5号」に、「。次条」を「並びに次条」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に

規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

(4) 美術館の管理上支障があると認めるとき。

第9条第1項中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同項第3号中「許可」を「第6条第1項、第6条の2若しくは第7条第1項の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第15条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改め、同条第4項中「で定める」を「で定めるものとし、別表第2の1の表備考、2の(1)の表備考、2の(2)の表備考及び2の(3)の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改める。

第18条第1号中「第9条第1項」を「第9条」に、「その他の」を「その他の施設の利用、写真等の撮影又は美術品等の撮影等の」に改める。

第25条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立文学館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 高知県立文学館の設置及び管理に関する条例(平成9年高知県条例第2号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「次項において」を「次項第5号において」に、「次項並びに」を「同項並びに」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

(4) 文学館の管理上支障があると認めるとき。

第9条第1項中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同項第3号中「許可」を「第6条第1項、第6条の2若しくは第7条第1項の許可」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第15条第2項中「当該規定」を「同表備考1」に改め、同条第3項中「で定める」を「で定めるものとし、別表第2備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改める。

第18条第1号中「第9条第1項」を「第9条」に、「その他の」を「その他の施設の利用、写真等の撮影又は文学資料等の撮影等の」に改める。

第25条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

(高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 高知県立交通安全子どもセンターの設置及び管理に関する条例(昭和45年高知県条例第1号)の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「(次項)」を「(次項第4号)」に、「。次項」を「。同項」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2

号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第8条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第11条中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第16条第1号中「第7条」を「第7条第1項及び第2項」に改め、同条第2号中「第13条に」を「第13条」に改める。

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成10年高知県条例第44号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下この条において」を「以下」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第6条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第7条第1項中「利用の許可を」を「許可を」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第13条第2項中「利用料金の」を削り、「で定める」を「で定めるものとし、同表の1の表備考及び2の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする」に改める。

第22条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

別表中「(第10条関係)」を「(第10条、第13条関係)」に改め、同表の1中「施設」を「許可施設」に改め、同表の1の表中「第3条各号」を「第4条第1項各号」に改め、同表の1の表備考1を次のように改める。

1 「土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで」には、第4条に規定する休館日又は第5条第1項に規定する利用時間以外の時間(月曜日の午後5時から午後9時までを除く。)に許可施設を利用する場合を含むものとする。

(高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 高知県立人権啓発センターの設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「利用の許可に関する業務」を「センターの管理」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当である」とに改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第11条第2号中「第7条の」を「第7条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要である」とに改める。

第18条中「又は設備」を「設備等」に改める。

（高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第11条 高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第3条第2項中「センターの利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に、「不相当と」を「不相当である」とに改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第3条第6項中「第1項の利用」を「第1項」に、「利用の許可」を「、当該許可」に改める。

第4条中「利用者が」を削り、「利用の」を「前条第1項の」に、「又は利用」を「又は許可」に改め、同条第1号中「この条例又は」を「利用者がこの条例若しくは」に、「の規定」を「の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示した事項」に改め、同条第2号中「利用」を「利用者が許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第6号とし、同条第3号中「研究室」を「利用者が研究室」に改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

（3）利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第6号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

第11条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「第4条」を「第4条第1項」に、「利用の」を「第3条第1項の」に改める。

（高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第12条 高知県立紙産業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第3条第2項中「センターの利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項第2号中「前号」を「前2号」に、「不相当と」を「不相当である」とに改め、同号を同項第3号とし、同項第1号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

（1）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第4条中「センターの利用」を「前条第1項」に改め、同条第1号中「利用の」を削り、「次号」を「以下この条」に、「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示した事項」に改め、同条第2号中「利用の」を削り、同条第3号中「前2号」を「前各号」に、「必要と」を「特に必要がある」とに改め、同号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

（3）利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第4条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

第5条中「利用の」を削る。

（高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第13条 高知県立地域職業訓練センターの設置及び管理に関する条例（平成22年高知県条例第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第8条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

（森林総合センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第14条 森林総合センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第6条第3項中「。次項及び次条第3項において同じ。」を削り、同条第4項中「利用の」を削り、「指定管理者」を「指定管理者（次項に規定する許可施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事）」に、「第3項」と、「を」を「同項」と、同項第4号中「」に、「許可施設」を「次項に規定する許可施設」に改め、同条第5項中「利用の」を削る。

第7条第1項中「利用の許可を」を「許可を」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改め、同条第3項中「利用の」を削り、「指定管理者」と、「を」を「指定管理者（許可施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事）」と、「に」に、「と読み替える」を「（許可施設の管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、県）」と読み替える」に改める。

第12条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額の」に改める。

第15条第2項中「同額」を「同額とし、同表の1の表備考及び2の表備考1の規定の適用については、これらの規定中「利用料金の計算単位」とあるのは「使用料の計算単位」と、「利用料金については」とあるのは「使用料については」と、「利用料金には」とあるのは「使用料には」に改める。

第17条第1項第1号及び第2項第1号中「同条第4項において」を「同条第4項において読み替えて」に、「準用する同条第1項」を「読み替えて準用する同条第1項及び第2項」に改める。

第24条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

別表第4中「（第12条関係）」を「（第12条、第15条関係）」に改める。

（高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 高知県立産業構造改善支援センターの設置及び管理に関する条例（平成11年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第4条第2項中「知事は、」を「知事は、暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるときその他」に、「センターの機械器具の利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改める。

第5条第1項中「センターの機械器具の利用」を「前条第1項」に改め、同項第1号

中「利用の」を削り、「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「の規定又は知事若しくはその命を受けた者の指示した事項」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前各号」に、「知事が」を「知事が特に」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

（3）利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第5条第2項ただし書中「同項第3号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

（高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 高知県立甫喜ヶ峰森林公園の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第7条の見出し中「許可」を「許可等」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第10条第1項第3号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第10条中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同条第2号中「許可」を「第5条第1項若しくは第7条第1項の許可」に改め、同条第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加える。

（3）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第10条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第4号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第13条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額の」に改める。

第16条第1項中「使用料」を「、使用料」に改め、同条第2項中「に定める」を「に定める利用料金の」に改める。

第18条第1号中「行為又は利用の許可等」を「行為又は利用の許可」に改める。

第25条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

（高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第17条 高知県立牧野植物園の設置及び管理に関する条例（昭和33年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

（3）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

（4）植物園の管理上支障があると認めるとき。

第9条第1項中「又は第7条第1項」を「若しくは第7条第1項」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。
（高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第18条 高知県立月見山こどもの森の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第11号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「月見山こどもの森のキャンプ場又はこどもの森ハウス」を「月見山こどもの森のキャンプ場（以下この条において「キャンプ場」という。）又は月見山こどもの森のこどもの森ハウス（以下この条において「こどもの森ハウス」という。）」に改め、同条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第3号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第8条中「規定、」を「規定、第4条第3項又は第6条第4項の規定に基づく」に改める。

第9条第1項中「又は第6条第1項」を「若しくは第6条第1項」に、「許可の条件」を「第4条第3項若しくは第6条第4項の規定に基づく許可の条件」に改め、同項第2号中「許可」を「第4条第1項若しくは第6条第1項の許可」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第3号の規定に基づき同項の」を「同項第4号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第11条第1号中「第9条第1項」を「第9条」に、「その他の」を「その他の行為又は利用の」に改める。

（高知県漁港管理条例の一部改正）

第19条 高知県漁港管理条例（昭和38年高知県条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条に次の1号を加える。

（4）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第24条第1項第4号において同じ。）の活動に利用すると認められる者

第24条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第24条第2項ただし書中「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第27条中「額を」を「額を当該利用料金の上限額に」に改める。

（高知県公共用財産管理条例の一部改正）

第20条 高知県公共用財産管理条例（平成12年高知県条例第26号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項第1号中「の規定又はこれに」を「又はこの条例の規定に」に改め、同項第2号中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用すると認められる者

（高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第21条 高知県立室戸体育館の設置及び管理に関する条例（平成3年高知県条例第2号）

の一部を次のように改正する。

第5条第1項中「次項及び第3項」を「以下この条」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第9条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第6条中「又は」を「及び」に改める。

第9条第1項中「許可の条件を」を「同条第3項の規定に基づく許可の条件を」に改め、同項第2号中「利用者が」を「利用者が第5条第3項の規定に基づく」に改め、同項第3号中「利用者が」を「利用者が第5条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第9条第2項ただし書中「同項第4号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第12条中「額の」を「利用料金の上限額の」に改める。

第15条第2項中「で定める」を「で定めるものとし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金の計算」とあるのは「使用料の計算」と、「利用料金の額」とあるのは「使用料の額」とする」に改める。

第16条第1項中「に基づき」を「に基づき第5条第1項の」に改める。

別表中「（第12条関係）」を「（第12条、第15条関係）」に改める。

（高知県立池公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第22条 高知県立池公園の設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「、第5条第1項、第3項及び第4項」を「並びに第5条第1項、第3項及び第4項」に改め、同項第4号中「前各号」を「前3号」に改める。

第5条第3項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当である」とに改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第7条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第6条中「許可に」を「当該許可に」に改める。

第7条中「又は第5条第1項」を「若しくは第5条第1項」に、「許可の条件を」を「第3条第3項若しくは第5条第4項の規定に基づく許可の条件を」に改め、同条第2号中「利用者が」を「利用者が第3条第3項又は第5条第4項の規定に基づく」に改め、同条第3号中「許可」を「第3条第1項若しくは第5条第1項の許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第7条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第10条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額」に改める。

第13条第2項中「同額」を「同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金の計算」とあるのは、「使用料の計算」に改める。

第14条第1項中「第7条の規定に基づき」を「第7条第1項の規定に基づき第3条第1項若しくは第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

第16条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

（高知県立都市公園条例の一部改正）

第23条 高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用すると認められる者

第13条中「第27条第1項の規定に基づき第10条第1項の許可」を「第3条第1項の規定に基づき指定管理者に都市公園の管理を行わせる場合において、第27条第1項第1号に掲げる業務」に、「当該許可」を「同条第2項において読み替えて適用する第10条第1項の許可（第1号及び第3号において「利用の許可」という。）」に、「許可の条件を」を「第27条第2項において読み替えて適用する第10条第2項の規定に基づく許可の条件（第2号において「利用の許可の条件」という。）を」に改め、同条第1号中「第10条第1項の許可」を「利用の許可」に改め、同条第2号中「許可の条件」を「利用の許可の条件」に改め、同条第3号中「許可」を「利用の許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第13条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第14条第1項中「第10条第1項」を「第10条第1項（第27条第2項において読み替えて適用する場合を含む。）」に、「前条」を「前条第1項」に、「若しくは行為」を「、若しくは行為」に改める。

第24条第1項中「利用料の額」を「利用料金の上限額」に改める。

第27条第1項第1号中「利用の許可等」を「特定公園施設の利用の許可」に、「利用の許可の取消し等」を「特定公園施設の利用の許可の取消し等」に改め、同項第2号中「第20条第1項の」を「第20条に規定する」に改め、同項第3号中「第23条」を「第23条及び前条第1項」に改め、同項第5号中「必要と」を「必要であると」に改め、同条第2項中「前項第1号の」を「前項第1号に掲げる」に、「「第10条第1項」」を「「第27条第2項において読み替えて適用する第10条第1項」」に改める。

第34条第1項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

（高知県港湾施設管理条例の一部改正）

第24条 高知県港湾施設管理条例（昭和29年高知県条例第53号）の一部を次のように改正する。

第11条中「次の各号に掲げる場合においては、知事は占用又は使用の許可を取り消

し、」を「知事は、次の各号のいずれかに該当する場合は、占用若しくは使用の許可を取り消し、若しくは」に改め、同条第1号中「許可申請書」を「この条例の規定による許可の申請書」に改め、同条第2号中「この条例に定める占用又は使用について」を「占用又は使用に係るこの条例」に、「違反した」を「違反する事実があった」に改め、同条第3号中「届出をしなかった」を「届出がなかった」に改め、同条第4号中「荷役能力低下防止」を「荷役能力の低下防止」に改め、同条第5号中「占用户又は使用者」を「占用又は使用の許可を受けた者」に改め、同条第7号中「その他」を「前各号に掲げる場合のほか、」に改め、同号を同条第8号とし、同条第6号の次に次の1号を加える。

（7）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用されると認めるとき。

（高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第25条 高知県立海岸緑地公園の設置及び管理に関する条例（平成13年高知県条例第6号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「以下この条及び次条において」を「以下」に改め、同条第2項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第11条中「に定める」を「に定める利用料金の上限額」に改める。

第15条第1項第2号中「規定による」を「規定に基づき」に改め、同項に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用すると認められる者

第16条中「又は第6条第1項」を「若しくは第6条第1項」に、「許可の条件を」を「第3条第3項若しくは第6条第3項の規定に基づく許可の条件を」に改め、同条第2号中「利用者が」を「利用者が第3条第3項又は第6条第3項の規定に基づく」に改め、同条第3号中「許可」を「第3条第1項若しくは第6条第1項の許可」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第16条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第17条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

第24条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

（高知県海岸管理条例の一部改正）

第26条 高知県海岸管理条例（平成17年高知県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第15条中「又は工作物」を「若しくは工作物」に改め、同条に次の1号を加える。

（5）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用すると認められる者

（高知県工業用水道条例の一部改正）

第27条 高知県工業用水道条例（昭和41年高知県条例第36号）の一部を次のように改正する。

第4条中「工業用水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第23条第3号中「第9条及び第10条に規定する」を「第9条第1項又は第10条第1項の規定による」に改め、同条第5号中「に掲げるもの」を「に掲げる場合」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。）の活動に利用すると認められるとき。
（高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第28条 高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例（昭和42年高知県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

第2条第2項中「青少年センターの利用を許可しない」を「前項の許可をしない」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。第8条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第5条中「青少年センターの利用」を「第2条第1項」に、「又は」を「及び」に改める。

第7条中「青少年センターの利用の許可」を「当該許可」に改める。

第8条第1項中「青少年センターの利用」を「第2条第1項」に改め、同項第1号中「又は」を「若しくは」に、「の規定」を「の規定又は教育委員会の指示した事項」に改め、同項第2号中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前各号」に、「教育委員会が必要と認めた」を「青少年センターの管理上特に必要があると認める」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 利用者が第2条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第8条第2項ただし書中「同項第3号の規定に基づき同項の」を「同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく」に改める。

第10条の見出しを「（原状回復義務）」に改め、同条中「利用の」を「第2条第1項の」に改める。

（高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第29条 高知県立塩見記念青少年プラザの設置及び管理に関する条例（平成16年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）」を「国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条」に改め、同条第2項中「教育委員会が」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）が」に改める。

第4条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「次項、」を「同項並びに」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に

規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第4条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第5条中「利用の許可を」を「許可を」に改め、同条第2号中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第5条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第11条中「管理は」を「管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき」に改める。

第18条の見出し中「指定管理者の」を削り、同条中「又は設備」を「、設備等」に改める。

（高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第30条 高知県立青少年の家の設置及び管理に関する条例（平成17年高知県条例第9号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第4条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第4条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「青少年の家の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第5条第1項中「利用の」を削り、同項第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第5条第2項中「前項」を「前2項」に、「これらの規定」を「前条及び第1項」に、「とあるのは」を「とあり、並びに前項中「県」とあるのは、」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、県は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が県の都合によるときは、この限りでない。

第9条第1項中「第5条」を「第5条第1項（同条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）」に、「利用の」を「第4条第1項（第5条第3項において読み替えて適用する場合を含む。）の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

第11条第1号中「第4条第1項及び第2項」を「第5条第3項において読み替えて適

用する第4条第1項及び第2項」に、「第5条第1項」を「第5条第3項において読み替えて適用する同条第1項及び第2項」に改め、同条第2号中「第6条の」を「第6条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

(高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第31条 高知県立高知青少年の家の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第10号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「利用の許可に関する業務」を「青少年の家の管理」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第10条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「設備等」に改める。

第12条第2号中「第7条の」を「第7条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

(高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第32条 高知県立青少年体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第11号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「利用の許可に関する業務」を「体育館の管理」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用を許可しない」を「許可をしない」に改め、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第10条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「設備等」に改める。

第12条第2号中「第7条の」を「第7条に規定する」に改め、同条第4号中「必要と」を「必要であると」に改める。

(高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第33条 高知県立県民体育館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会(以下「教育委員会」という。)」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号)第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。)の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

(4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第12条第2項中「同額」を「同額とし、同表の1の(1)の表備考、1の(2)の表備考及び2の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」に改める。

第13条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「設備等」に改める。

第15条第5号中「必要と」を「必要であると」に改める。

(高知県立武道館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第34条 高知県立武道館の設置及び管理に関する条例(平成17年高知県条例第13号)の一部を次のように改正する。

第2条中「教育委員会」を「高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」に改める。

第5条第1項中「以下この条」を「次項第4号」に、「次項」を「同項」に改め、同条第2項中「利用の」を削り、同項第3号中「前2号」を「前3号」に、「不相当と」を「不相当であると」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

（2）暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。

第5条第3項中「第1項の利用」を「第1項」に、「許可施設等の利用の」を「当該許可に伴う」に改める。

第6条中「利用の」を削り、同条第3号中「利用者が」を「利用者が前条第1項の」に、「によって」を「によって同項の」に改め、同条第4号中「前3号」を「前各号」に、「認めた」を「認める」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号の次に次の1号を加える。

（4）暴力団の活動に利用されると認めるとき。

第6条に次の1項を加える。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であって、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

第12条第2項中「同額」を「同額とし、同表備考の規定の適用については、同表備考中「利用料金」とあるのは、「使用料」に改める。

第13条第1項中「第6条」を「第6条第1項」に、「利用の」を「第5条第1項の」に改め、同条第2項中「又は設備」を「、設備等」に改める。

第15条第5号中「必要と」を「必要であると」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第10号

高知県介護保険法関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第12条から第15条までを次のように改める。

第12条から第15条まで 削除

第17条及び第18条中「、第9条から第11条まで、第12条第1項及び第14条第1項」を「及び第9条から第11条まで」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行後においてこの条例による改正前の高知県介護保険法関係手数料徴収

条例の規定により納付すべき手数料については、なお従前の例による。

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第11号

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県介護基盤緊急整備等臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第45号）の一部を次のように改正する。

第1条中「促進等」を「促進等及び認知症高齢者グループホーム等の防災改修等の促進等並びに地域の支え合い活動の体制づくりの推進」に改める。

第2条第1項中「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金」を「介護基盤緊急整備等臨時特例交付金及び介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金」に改める。

第5条を第6条とし、第4条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（経理）

第3条 基金の経理は、前条第1項の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）と同項の介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とを区別して行うものとする。

附則第2項中「計上して、」を「計上して、第3条の介護基盤緊急整備等臨時特例交付金により造成した部分に係るものと同条の介護支援体制緊急整備等臨時特例交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第12号

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例の一部を改正する条例

高知県地域自殺対策緊急強化基金条例（平成21年高知県条例第47号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「地域自殺対策緊急強化交付金として交付を受けた」を「一般会計歳入歳出予算で定める」に改める。

第5条を第6条とし、第4条に次のただし書を加え、同条を第5条とする。

ただし、基金の一部を一般会計歳入歳出予算に計上して、国庫に納付するときは、この限りでない。

第3条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（経理）

第3条 基金の経理は、国から交付を受けた地域自殺対策緊急強化交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）と住民生活に光をそそぐ交付金により造成した部分（当該部分の運用から生ずる収益を含む。）とを区別し、併せて当該地域

自殺対策緊急強化交付金により造成した部分にあっては、当該交付の目的ごとに区分して行うものとする。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に、「計上して、」を「計上して、第3条の地域自殺対策緊急強化交付金により造成した部分に係るものと同条の住民生活に光をそそぐ交付金により造成した部分に係るものとのそれぞれを」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第13号

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例の一部を改正する条例

高知県緊急雇用創出臨時特例基金条例（平成21年高知県条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第14号

高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例

高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）の一部を次のように改正する。
第25条の表1の項イ及び2の項イ中「その他の」を「法第8条第4項に規定する一般廃棄物処理施設以外の」に改め、同表21の項を同表25の項とし、同表20の項を同表24の項とし、同表19の項中「において」を「において読み替えて」に改め、同項を同表23の項とし、同項の前に次のように加える。

21	法第15条の3の3第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	産業廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
22	法第15条の3の3第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する産業廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	産業廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	2万円

第25条の表18の項中「第15条の2の4第1項」を「第15条の2の6第1項」に、「その他の」を「法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の」に改め、同項を同表20の項とし、同表17の項イ中「その他の」を「法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設以外の」に改め、同項を同表19の項とし、同表16の項を同表18の項とし、同表15の項を

同表17の項とし、同表14の項中「第14条の4第5項」を「第14条の4第7項」に改め、同項を同表16の項とし、同表13の項中「第14条の4第4項」を「第14条の4第6項」に改め、同項を同表15の項とし、同表中12の項を14の項とし、11の項を13の項とし、10の項を12の項とし、9の項を11の項とし、同表8の項中「第14条第5項」を「第14条第7項」に改め、同項を同表10の項とし、同表7の項中「第14条第4項」を「第14条第6項」に改め、同項を同表9の項とし、同表中6の項を8の項とし、5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を5の項とし、2の項の次に次のように加える。

3	法第9条の2の4第1項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定申請手数料	33,000円
4	法第9条の2の4第2項の規定に基づく熱回収の機能を有する一般廃棄物処理施設の設置者の認定の更新の申請に対する審査	一般廃棄物熱回収施設設置者認定更新申請手数料	2万円

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第15号

高知県立都市公園条例の一部を改正する条例

高知県立都市公園条例（平成17年高知県条例第7号）の一部を次のように改正する。
別表第5の4の(3)を次のように改める。

- (3) 運動広場
 - ア 運動広場A、運動広場B及び運動広場D

区分			利用料			
			基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
			午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	2,360円	2,800円	4,740円	680円
		片面	1,180円	1,400円	2,370円	340円
	その他の者	全面	4,740円	5,680円	9,460円	1,400円
		片面	2,370円	2,840円	4,730円	700円

アマチュアスポーツ以外のもの	全面	23,720円	28,460円	47,460円	7,140円
	半面	11,860円	14,230円	23,730円	3,570円

イ 運動広場C

区分		利用料			
		基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
		午前	午後	全日	
アマチュアスポーツ	児童・生徒	1,180円	1,400円	2,370円	340円
	その他の者	2,370円	2,840円	4,730円	700円
アマチュアスポーツ以外のもの		11,860円	14,230円	23,730円	3,570円

別表第5の4の(15)の表中

2面1時間	を	全面1時間
1面1時間		半面1時間
2面1時間		全面1時間
1面1時間		半面1時間

に改め、同表の5の(6)を次のように改める。

(6) 体育館

区分				利用料			
				基本利用料			時間外利用料（1時間につき）
				午前	午後	全日	
アリーナ	入場料を	アマチュアスポーツ	全面	30,900円	37,030円	61,710円	10,970円

徴収する場合	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	171,450円	205,730円	342,900円	60,650円			
		入場料を徴収しない場合	アマチュアスポーツ	児童・生徒	全面	3,470円	4,110円	6,850円	1,270円
				半面	1,780円	2,100円	3,470円	640円	
	1/3面		1,150円	1,360円	2,320円	420円			
	その他の者	全面	6,850円	8,230円	13,710円	2,410円			
		半面	3,470円	4,110円	6,850円	1,270円			
		1/3面	2,320円	2,740円	4,630円	840円			
	アマチュアスポーツ以外のもの	全面	34,290円	41,130円	68,570円	12,130円			
		半面	17,180円	20,560円	34,290円	6,110円			
		1/3面	11,500円	13,710円	22,890円	4,110円			
トレーニング室	生徒		1人1日につき			70円			
	その他の者		1人1日につき			150円			

別表第5備考1中「あるときは、」を「あるときは、当該利用の時間又は当該端数を」に改め、同表備考13中「体育館、」を「体育館（トレーニング室を除く。）」に、「あるときは、」を「あるときは、当該利用の時間又は当該端数を」に改め、同表備考15中「利用料金」を「利用料金」に改める。

附 則

この条例は、平成23年3月25日から施行する。

高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第16号

高知県公営企業の設置等に関する条例及び高知県工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例

(高知県公営企業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 高知県公営企業の設置等に関する条例（昭和41年高知県条例第48号）の一部を次のように改正する。

第2条第5項を同条第6項とし、同条第4項の表を次のように改め、同項を同条第5項とする。

名称	位置	規模
工業用水道有料駐車場	高知市	駐車場施設 50台
		洗車場施設 1式

第2条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 電気事業に附帯する事業の用に供する施設として、次に掲げる有料駐車場施設を設置し、これを経営する。

名称	位置	規模
電気事業有料駐車場	高知市	升形駐車場施設 13台
		新屋敷駐車場施設 26台

(高知県工業用水道有料駐車場料金徴収条例の一部改正)

第2条 高知県工業用水道有料駐車場料金徴収条例(平成11年高知県条例第53号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例

第1条中「第2条第4項の規定に基づき設置した」を「第2条第3項及び第5項の規定により設置した電気事業有料駐車場及び」に、「徴収について」を「徴収に関し」に改める。

第2条中「工業用水道事業管理者」を「公営企業管理者」に改める。

第3条中「定めるとおり」を「定める額に消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該定める額に加えて得た額(当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)」に改める。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

1 電気事業有料駐車場

施設の区分	単位	金額
升形駐車場施設	1台1月	11,430円(長さ3.4メートルの区画にあっては、10,480円)
新屋敷駐車場施設	1台1月	6,670円

2 工業用水道有料駐車場

施設の区分	単位	金額
駐車場施設	1台1月	5,720円
洗車場施設	1回	1分につき96円以内で管理者が定める額

備考 駐車場施設の利用を開始する日又は廃止する日が月の途中である場合におけるその月分の料金は、日割計算によるものとし、その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。
（高知県収入証紙条例の一部改正）
- 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表48の項中「工業用水道有料駐車場の」を「電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場の」に、「高知県工業用水道有料駐車場料金徴収条例（平成11年高知県条例第53号）」を「高知県電気事業有料駐車場及び工業用水道有料駐車場料金徴収条例（平成11年高知県条例第53号）」に改める。



高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第17号

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例の一部を改正する条例

高知県立高校通学支援奨学金貸与条例（平成19年高知県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第11条中「香美市及び仁淀川町」を「大月町」に改める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。



市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第18号

市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例を廃止する条例

市町村の合併に伴う高知県議会の議員の選挙区の特例に関する条例（平成19年高知県条例第62号）は、廃止する。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。



高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第19号

高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例を廃止する条例

高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第10号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- この条例は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この条例による高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止前にこの条例による廃止前の高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例（以下「旧条例」という。）第14条第1項の規定により指定管理者として指定を受けていたものについては、旧条例第15条、第16条、第19条及び第20条の規定は、この条例による高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止後も、なおその効力を有する。
- この条例による高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例の廃止後において旧条例の規定により納付すべき高知県立盲ろう福祉会館の使用料については、なお従前の例による。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

- 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。
別表中

57 高知県立盲ろう福祉会館の使用料	高知県立盲ろう福祉会館の設置及び管理に関する条例（昭和55年高知県条例第10号）第9条
--------------------	---

を

57 削除	
-------	--

に改める。



高知県病害虫防除用機具の無償貸付け条例を廃止する条例をここに公布する。

平成23年3月23日

高知県知事 尾崎 正直

高知県条例第20号

高知県病害虫防除用機具の無償貸付け条例を廃止する条例

高知県病害虫防除用機具の無償貸付け条例（昭和39年高知県条例第4号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。